

社保・国保審査委員連絡委員会

と き 平成 27 年 2 月 5 日 (木) 15:00 ~

ところ 山口県医師会 6 階会議室

報告：常任理事 萬 忠雄
理 事 清水 暢

協 議

1 抗ウイルス薬の投与期間について

〔支払基金〕

平成 10 年 2 月開催の社保国保審査委員連絡委員会において、ゾピラックス (内服) については「成人型水痘の場合は帯状疱疹に準じて錠剤投与を可とする。(ただし、5 日以内)」と協議されているが、バルトレックス錠では「使用上の注意」において「成人の水痘の治療においては本剤を 5 ~ 7 日間使用」とされている薬剤もある。「成人型水痘」に対する抗ウイルス薬の投与期間について、再度、協議願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 10 年 7 月 1 日・社保国保審査委員連絡委員会

バルトレックス錠については、「使用上の注意」のとおり 7 日間までの使用を認める。なお、ゾピラックス錠については従前どおり取り扱う。

2 五苓散エキス の用法について

〔山口県医師会〕

小児科において、嘔吐・下痢で経口摂取できない場合に五苓散エキスを液剤として直腸投与あるいは坐薬に加工して直腸投与している場合がある。

五苓散エキスは効能効果として下痢・嘔吐を有しているが、用法としては経口投与を想定している。古典的な漢方では、投与経路として直腸投与が行われることはほとんどない。

昨今、医療機関からの処方せんに基づき、薬局で五苓散エキスを用いて坐薬を製する事例があるが、内服薬である五苓散エキスを坐薬として投与することは適応外使用となる。この場合の保険請求の可否について協議願いたい。

「用法」外であるため、保険請求は認めない。

出席者

委 員 藤原 淳
小田 達郎
山下 哲男
西村 公一
城戸 研二
矢賀 健
藤井 崇史
赤司 和彦
田中 裕子
久我 貴之

委 員 土井 一輝
大藪 靖彦
安武 俊輔
浴村 正治
上岡 博
上野 安孝
村上不二夫
松谷 朗
道重 博行

県医師会
会 長 小田 悦郎
副 会 長 濱本 史明
常任理事 萬 忠雄
理 事 清水 暢
船津 浩彦

3 スピリーバ 2.5ug レスピマツト 60 吸入の傷病名の記載について〔国保連合会〕

平成 26 年 11 月 18 日より、「スピリーバ 2.5ug レスピマツト 60 吸入」について「気管支喘息（重症持続型の患者に限る。）」の適応症の追加がされた。

適応傷病名は、気管支喘息のみで算定可能とするか、重症持続型の追加傷病名又はコメントを必要とするか協議願いたい。

病名に「重症持続型」等の記載又はその旨の注記が必要である。

4 睡眠呼吸障害における「在宅酸素療法指導管理料」「在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料」の算定について〔国保連合会〕

在宅人工呼吸指導管理料は、睡眠時無呼吸症候群（SAS）の患者に対しては対象とならないと点数表に記載があるが、平成 26 年 6 月の疑義解釈（その 7）により、ASV を用いた補助換気療法を行っている場合は「在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定できる」と通知がある。（この場合の加算「人工呼吸器加算の 2（6,480 点）」又は「経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算（1,210 点）」を含む。）

心不全等の状態について詳記がない場合は、一旦、医療機関に返戻の上、その回答（①呼吸不全の原因疾患、② NYHA、③ AHI、④呼吸状況等）の内容により「在宅人工呼吸指導管理料」「在宅酸素療法指導管理料」「在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料」等の算定の審査判断をすることについて協議願いたい。

慢性心不全に対して ASV を使用した場合は、「①呼吸不全の原因疾患、② NYHA、③ AHI、④呼吸状況等」の詳記（毎回）を必要とし、その内容により審査委員会の判断となる。

5 初診時の CRP 検査の算定について

〔国保連合会〕

CRP 検査については、「各種感染症、炎症・組織破壊性疾患（膠原病、悪性腫瘍、心筋梗塞など）、

外傷（熱傷、手術後を含む）」が適応となっている。初診時での対象疾病又はその疑い傷病名の記載の取扱いについて協議願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 20 年 10 月社保国保審査委員合同協議会

質問にある傷病名については算定を認める。

6 Major BCR-ABL1 mRNA 検査の算定間隔について〔支払基金〕

チロシンキナーゼ阻害薬で治療中の慢性骨髄性白血病における治療効果の判定において、Major BCR-ABL1 mRNA 検査を連月算定しているケースが見受けられる。ガイドラインによると、治療効果判定には薬剤開始後または変更後 3 か月に 1 回の検査実施でよいと思われる。Major BCR-ABL1 mRNA 検査の算定間隔について協議願いたい。

原則、3 か月に 1 回程度の算定を認めるが、頻回算定の場合は注記を必要とし、その内容により審査委員会の判断となる。

※以上の新たに合意されたものについては、平成 27 年 4 月診療分から適用する。